

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(社会福祉士及び介護福祉士法)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができる。
 - ☆ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 - ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 - ☆ 具体的な行為については省令で規定
 - ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆ 具体的な養成カリキュラムは省令で規定
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆ 認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

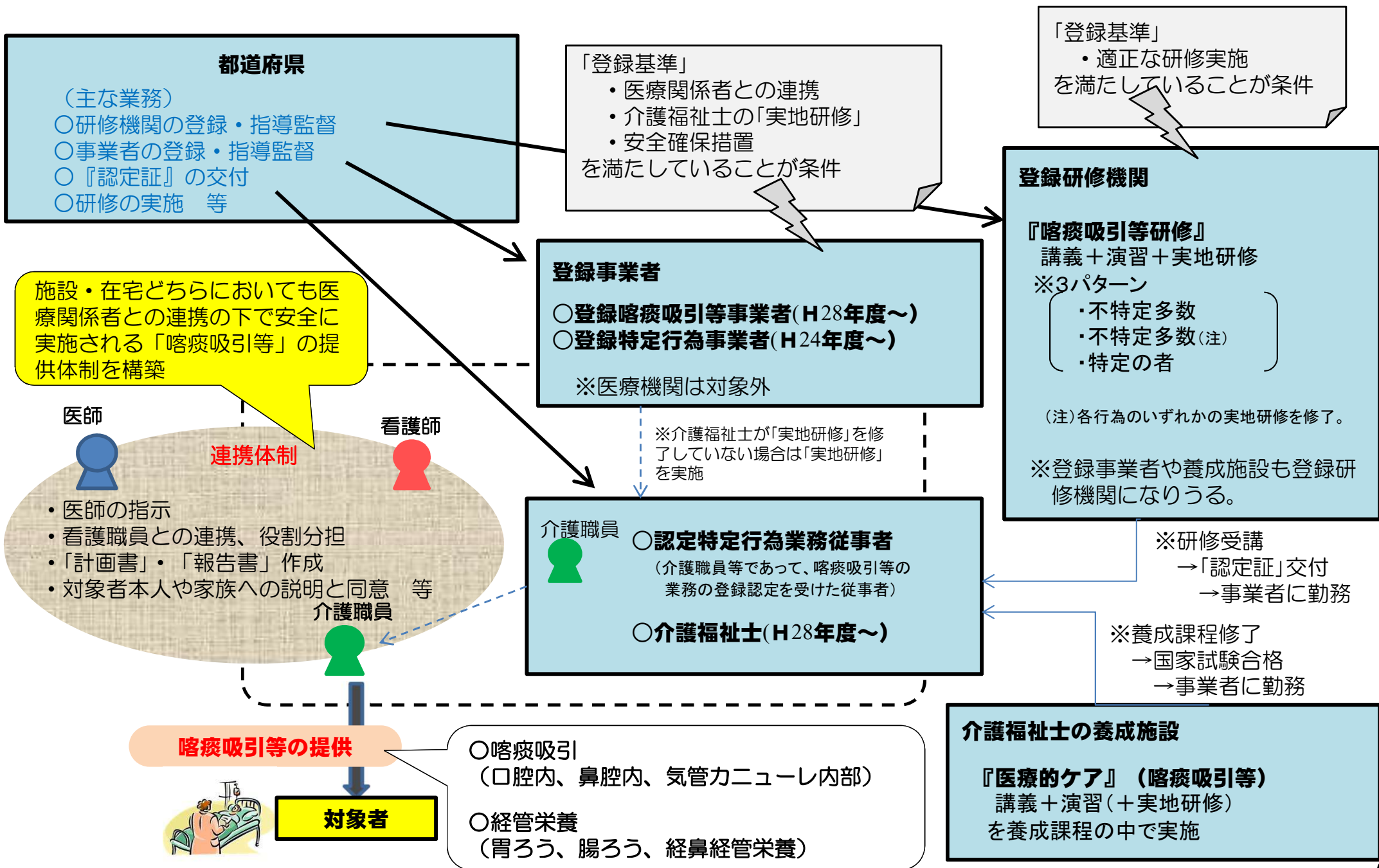
- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
 - ・ 障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
 - ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
 - ・ 特別支援学校
- ※ 医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行
 - (介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 法制化前にたんの吸引等を実施している者が、法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

制度（喀痰吸引等）の全体像〔概要〕



※事業者登録後の注意点(変更届提出・登録更新申請)

- 設置者、認定特定行為従事者の退職や新規採用、事業所の名称、業務方法書等の変更が発生した場合は変更届の提出が必要です。

設置者に係る事項を変更するときは**あらかじめ**、事業者の登録に係る事項は**変更後10日以内**に提出してください。(提出が遅れた場合は、遅延理由書を添付してください。)

尚、事業所の代表者(施設長)の変更に変更届の提出は必要ありませんが、安全委員会名簿等に名前の記載がある場合は提出が必要です。

- 認定特定行為業務従事者認定証に行為の記載があっても、その行為が事業者登録されていない場合は、その行為を実施することはできません。

その場合は、登録更新申請書を提出し、事業者登録の行為の更新をお願いします。

登録日は毎月1日

提出期限は登録を希望する日の前々月の末日到着分までです。

詳しくは、和歌山県庁 長寿社会課のホームページをご覧ください。

第3号様式(第3条関係) 受付番号

和歌山県庁 様 年月日

申請者(設置者) 所在地
名称
代表者

登録の廃止等事業者(登録特定行為事業者) 変更届提出書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める廃止等事業者(登録特定行為事業者)において社会福祉士及び介護福祉士法第27条に定める特定行為業務()について、登録廃止が希望された旨を届出します。

登録種別(登録種別等事業者登録番号(登録特定行為事業者登録番号))		フリガナ	
フリガナ		フリガナ	
事業所の名称	(郵便番号 -)	事業所の代表者	
事業所の所在地	県 市		
	(ビル名等)		
サービスの種類		法律名	
電話番号 / FAX番号			
変更が発生する事項		変更内容の概要	
1. 設置者に係る事項		(変更前)	
①代表者氏名			
②代表者の住所			
③事業所の名称			
④事業所の所在地			
⑤法人の名称又は定款			
2. 登録種別等事業者(登録特定行為事業者)の変更に係る事項		(変更後)	
①業務方法書			
②登録種別等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿			
③登録種別の実施に係る備品一覧			
④実施責任者の氏名			
変更年月日		年	月
		日	

備考1 「受付番号」の欄には記載しないでください。

第3号様式(第3条関係) 受付番号

和歌山県庁 様 年月日

申請者(設置者) 所在地
名称
代表者

登録の廃止等事業者(登録特定行為事業者) 登録更新申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める廃止等事業者(登録特定行為事業者)において社会福祉士及び介護福祉士法第27条に定める特定行為業務()について、実施する廃止等(特定行為)の行為を追加したため、以下の通り申請します。

登録種別(登録種別等事業者登録番号(登録特定行為事業者登録番号))		フリガナ	
フリガナ		フリガナ	
事業所の名称	(郵便番号 -)	事業所の代表者	
事業所の所在地	県 市		
	(ビル名等)		
サービスの種類		法律名	
電話番号 / FAX番号			
(学号) 事業者区分			
更新する種別等(特定行為)の行為		事業開始(予定)年月日	
1. 内容内の種別等		年	月
		日	
2. 内容内の種別等		年	月
		日	
3. 気管カニューレ内部の種別等		年	月
		日	
4. 胃ろう又は経口による経管栄養		年	月
		日	
5. 経鼻経管栄養		年	月
		日	
介護福祉士・認定特定行為業務従事者氏名		(第1号様式別表)	
備考1 「受付番号」の欄には記載しないでください。			